

## 提案基準 4

### 法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物

法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物（以下「類する建築物」という。）を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

#### 基準の内容

- 1 類する建築物とは、開発許可制度運用指針（国都開第 14 号平成 17 年 11 月 4 日）で示す地区集会所、集落青年館、公民館等（以下「地区集会所等」という）又は障害者地域作業所をいう。
- 2 地区集会所等は次のいずれにも該当するものであること。
  - （1）当該建築物を利用する者が主に市街化調整区域の居住者である等、当該市街化調整区域に設置することが合理的であること。ただし、市長から要望がある場合はこの限りでない。
  - （2）当該建築物の設置は、公共的団体が行うもので公益性の顕著なものであること。
- 3 障害者地域作業所は、「市街化調整区域における障害者地域作業所設置に対する取扱い基準」に適合するものであること。
- 4 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。
- 5 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

#### 留意点

- 1 「地区集会所等」は、町内会、自治会等自治組織による適正な管理運営が行われるものであること。
- 2 基準の内容 5 については、「提案基準（共通）災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。